

## 第5号議案

### リプレース対象廃止計画のリプレース該当可否判断について

(案)

発電事業者から提出された以下の供給計画において、別紙のとおり、設備容量10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画が提出されたため、業務規程第90条第2項の規定に基づきリプレース対象事業者に対して確認を行った結果、同条第1項の規程に基づき、リプレースに該当しないと判断する。

#### 1. リプレース対象廃止計画

供給計画を提出した発電事業者：九州電力株式会社

供給計画届出日：平成30年7月17日

廃止する発電設備：

- ・豊前発電所1号機（50万キロワット）

廃止する発電設備の最大受電電力：

- ・豊前発電所1号機 48万2千キロワット

廃止時期：平成31年度

#### 2. 判断結果

当案件は業務規程第90条第1項第2号に該当しないため、リプレースに該当しないと判断する。

#### 3. 判断の根拠

- ・現時点において、リプレース対象事業者から、送配電等業務指針第125条の規定に基づく報告（リプレースに該当する可能性がある場合の報告）がないこと、また、当該事業者に建替え計画がないことを確認したため、リプレースに該当しないと判断する。

以上

#### 【添付資料】

別紙：供給計画の抜粋（発電設備等の廃止計画記載部分）